

長崎市公告第 8 5 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

その関係図書は、長崎市建築部建築指導課に備え縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

長崎市長 鈴 木 史 朗

1 整理番号

1 4 - R 8 - 1

2 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路

3 指定年月日

令和 8 年 7 月 7 日

4 指定道路の位置

(1) 市道興善町桜町2号線

起点：長崎市桜町6-1地先

終点：長崎市桜町6-2地先

(2) 市道桜町3号線

起点：長崎市桜町5-19地先

終点：長崎市桜町7-4地先

5 指定道路の延長：

(1) 市道興善町桜町2号線

52.0メートル

(2) 市道桜町3号線

54.0メートル

6 指定道路の幅員：

(1) 市道興善町桜町2号線

8.3～11.7メートル

(2) 市道桜町3号線

13.4～17.0メートル